

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市立地適正化計画 修正案
1-1	p.18	流山市の現状課題	各分析結果がのっていますが、公害や災害(災害履歴、災害ハザードマップ)について記載がないのですが、分析はしていないのでしょうか。	地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、浸水ハザードマップ及び公害と災害の件数について、本計画の公表時に別冊の「資料編」を公表し、記載いたします。また、居住誘導区域の設定において、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域につきましては、居住誘導区域から除外しております。	無	
1-2	p.18	流山市の現状課題	地価の経年変化について現状分析ができていませんが、分析していないのでしょうか。流山市は景観条例や地区計画などがあり、良質な街づくりを目指してきたと思います。その成果も確認するという意味で分析したほうがよかったですと思います。	計画策定に際して、地価公示価格の推移について把握しておりますので、本計画の公表時に、別冊の「資料編」を公表し、地価について記載いたします。	無	
1-3	p.23	人口からみた現状のまとめと課題	人口からみた現状のまとめと課題について、市全体ではなく地域毎に現状や課題が整理されていないのはなぜでしょうか。北部と中・南部地区では課題は異なるように思います。	平成42年における人口見込みを、100mメッシュで分析したところ、市街化区域内では、駒木地区を除くほとんどの区域で、市街地の目安である40人/haを上回る見込みとなりました。このことから、地域毎ではなく、市全域として、「人口からみた現状のまとめと課題」を記載いたしました。	無	
1-4	p.23	都市機能からみた現状のまとめと課題	都市機能から見た現状のまとめと課題について、世代別で分析されていないのは何故でしょうか。高齢者と子育て世代が求める都市機能は違うと考えています。例えば、子育て世代であれば病院としては小児科が必要です。また、子育て世代でも子供の年齢によって必要な施設が異なるので、乳幼児、学童期別の分析があってもよかったですのではと思います。	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により、病院(内科又は外科)及び診療所について現状分析を行っております。 (※「都市構造の評価に関するハンドブック」の抜粋を、一覧表の最後に添付いたします。)	無	
2-1	p.18	(6)都市機能	都市機能として、なぜ小学校や中学校の配置について妥当性の検証を行わなかったのか。平成42年の将来像については人口推移のシミュレーションを3パターン位算出し、配置をシミュレーションすべきではないか。	義務教育である小学校、中学校は、学区を定め適切に配置しております。また、児童・生徒が就学する学校については、流山市立小学校及び中学校通学区規則に基づいて指定校を決定しております。このことから、本計画においては、小学校、中学校の配置について記載はしていません。	無	
2-2	p.18	(6)都市機能	商業施設については、延床面積1500㎡以上のスーパー、百貨店のみとせず、高齢者の人口密度と、小規模の商店やコンビニなど(あるいは一次医療施設)を重ね合わせ、高齢者が生活で利用する施設が徒歩圏(例えば300m圏内)のカバー率に関する分析を行ってもよかったですのではないかと。	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により、延べ床面積1,500㎡以上のスーパー、百貨店について現状分析を行っております。 (※「都市構造の評価に関するハンドブック」の抜粋を、一覧表の最後に添付いたします。)	無	
2-3	p.18	(6)都市機能	緑地や農地の歴史的推移や現状分析が無いのですべきである。	土地利用状況の把握をしておりますので、本計画の公表時に、別冊の「資料編」を公表し、土地利用状況について記載いたします。こちらにおいて、田、畑、山林、公園・緑地の記載をしております。	無	
2-4	p.18	(6)都市機能	子育て施設については保育所のみならず、幼稚園の分析もすべき。また子育て支援施設の分析もすべき。さらに小学校と児童館を組み合わせた徒歩圏カバー率についても分析すべきである。	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により、保育所について現状分析を行っております。小学校は、流山市立小学校及び中学校通学区規則に基づいて指定校を決定しております。 (※「都市構造の評価に関するハンドブック」の抜粋を、一覧表の最後に添付いたします。)	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市立地適正化計画 修正案
2-5	p.23	現状のまとめと課題	課題が一般論である。どのような課題があるのかもっと明確にすべきではないか。例えば人口が増えている地域とそうでない地域では課題が異なるはずだが、その分析は全くされていない。	平成42年における人口見込みを、100mメッシュで分析したところ、市街化区域内では、駒木地区を除くほとんどの区域で、市街地の目安である40人/haを上回る見込みとなりました。このことから、地域毎ではなく、市全域として、「人口からみた現状のまとめと課題」を記載いたしました。	無	
3-1	p.11～12	将来人口の見込み	平成42年の100mメッシュ人口密度が算出されているが、根拠が分からない。どのような分析をしたのか根拠を明記すべきである。	ご指摘のとおり、追記いたします。	有	平成42年の100mメッシュにつきましては、つくばエクスプレス沿線開発がない場合の人口(①)と、つくばエクスプレス沿線開発の影響による人口(②)に分類し、①は市内全域の配分、②は進行中の土地区画整理事業区域内に配分したものを字毎に集計し、100mメッシュ換算することで算出しております。
3-2	p.18	(6)都市機能	医療施設の配置状況についてだが、内科・外科の別だけではニーズにあった配置状況かは断定できない。特に、小児科・夜間救急は慢性的に不足しており、待ち時間も小児科で1時間超、夜間外来は2～3時間が現状である。子育て世代にとっては小児科インフラの充実が喫緊の課題であることを踏まえ、切迫意識を強く持って対応してほしい。	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により、病院(内科又は外科)及び診療所について現状分析を行っております。 (※「都市構造の評価に関するハンドブック」の抜粋を、一覧表の最後に添付いたします。)	無	
3-3	全般		流山市の立地適正化計画では、人口、経済活動、土地利用、地価、災害などの分野別の都市分析がない。それゆえに無計画な開発が進んでしまい、教育環境等インフラが追いつかないのではないかと。もっと詳細に実施すべきである。	人口につきましては、人口の推移、将来人口の見込みの記載を行っております。産業、工業、土地利用、地価、災害につきましては把握しておりますので、本計画の公表時に、別冊の「資料編」を公表し、これらについて記載いたします。 また、インフラにつきましては、別途個別の事業計画において検討いたします。	無	
4-1	p.8	本計画における将来人口	図3-3(各人口推計値と実績人口との比較)について、グラフ下に各年における実績値と予測値の数値を記入した表が欲しい。(p.60についての意見に関連します)	ご指摘のとおり、図3-3の下段に人口の数値を記載いたします。	有	(図3-3の下段に人口の数値を記載いたします)
4-2	p.10	各年齢階層別人口の推移	一般的には15歳未満・15～64歳・65歳以上の区切りが良いと思いますが、流山市特有の地域特性を計る上でも、①未就学児期(0-5) ②小学生期(6-11) ③中高生期(12-17)と、子育て世代を別枠にした人口グラフを加えてはどうか。現在の人口構成を維持すると各所に書かれている本計画の推移を見ていく上でも必要と考えます。	ご指摘のとおり人口区分を細分化することも可能ですが、今回策定する流山市立地適正化計画においては、現在の分類で分析可能と判断いたしました。	無	
4-3	p.10～11	人口集中地区の人口推移	【人口集中地区の人口推移】表3-1、平成27年の数値は出るのではないのでしょうか。是非出してください。	国勢調査の結果が、10月26日に公表されましたので、数値を更新いたします。	有	(表3-1に、平成27年の数値を記載いたします)
4-4	p.11	将来人口の見込み	【将来人口の見込み】流山の出生率は高くなっていますが、出生率の算出だけでは、こどもの自然増と社会増が区別が付きません。県の保健所系のデータの中に流山の出生数のデータがありますので、出生数ベースの分析と将来推計を加えてはいかがでしょうか？	本計画における将来人口は、上位計画である「流山市総合計画後期基本計画 下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来人口を採用しております。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市立地適正化計画 修正案
4-5	p.13～14	【鉄道】、【バス】	【鉄道】と【バス】について、時間帯別の利用者数データを経年実績で加えるとコンパクトシティ・プラス・ネットワークという観点の一つの指標になると思います。是非データを加えてください。	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により、現状分析を行っており、利用者数ではなく、バスが、1日当たり30本以上運行することが公共交通を利用しやすい環境として評価を行っております。 (※「都市構造の評価に関するハンドブック」の抜粋を、一覧表の最後に添付いたします。)	無	
4-6	p.15	(4)財政	財政の図3-15のグラフ下部に、実績値での表を加えてください。とくにその中でも、都市計画上のインフラ整備費(学校建設や土地区画整理事業)の推移を(今後の区画整理事業の見込みを含め)別記で加えて欲しい。	財政の推移については、図3-15のグラフで概ねの額、推移が把握できることから、詳細数値の記載はしておりません。財政の実績値につきましては、別途公表している「行政報告書」に記載されておりますので、こちらをご覧ください。また、都市計画上のインフラ整備費につきましては、今回の計画においては必要な事項ではないことから記載しておりません。	無	
4-7	p.16	(5)公共施設・インフラ	流山市の公共施設が、面積ベースで他市と比べてどうかというだけでなく、維持管理コスト面で市民ひとりあたりの負担が、他市と比べてどの程度なのかが分かるかという点ではないでしょうか。	公共施設については、市民一人当たりの公共施設面積で評価できることから、維持管理費については記載しておりません。	無	
4-8	p.17	(5)公共施設・インフラ	「道路・橋梁等の長寿命化を図る」に、具体的な方法の列挙があると良い。「傷んでいるけれども、もう少し使おう」というイメージにも聞こえてしまいます。	道路、橋梁につきましては、別途策定している「流山市橋梁長寿命化修繕計画」、「舗装維持管理計画」に記載しておりますので、当該計画をご覧ください。	無	
4-9	p.18	(6)都市機能	(一般的な徒歩圏である半径800mと設定)について、健常者ベースで800という数値の考え方のままで良いのか？このあたりの文章を読むと半径800mの円の中心付近に都市機能施設を配置するとは書いていません。円の縁に都市機能施設が現状配置されていた場合、円の反対側からは1.5キロメートル超の距離になることを意味します。高齢化社会を見据えた都市機能配置を考えるのであれば、半径800mを流山市独自にでも改定して考えてみるべきでは？ また、「歩いて行ける」という言葉が、地図上では理論的に歩いていける距離だろうというだけで、実地ベースでのエビデンスがありません。交通量や歩道の有無、状況等を調査したものがあつたら良いと考えます。	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により現状分析を行っております。 施設の配置状況の分析においては、施設を中心に一般的な徒歩圏である半径800mとしており、都市機能誘導区域につきましては、ネットワークの中心である駅から、一般的な徒歩圏である半径800mとして設定しております。 半径800mの中心の考え方については、記載を修正いたします。 (※「都市構造の評価に関するハンドブック」の抜粋を、一覧表の最後に添付いたします。)	有	「歩いて行ける(施設を中心として、一般的な徒歩圏である半径800mと設定)」
4-10	p.18～21	(6)都市機能	都市機能施設が「あるか ないか」だけでなく、その施設を必要としている住民数に対して、「足りてるか、足りてないか」の視点が欠けていると思います。(p.23 現状のまとめと課題に続く)	流山市立地適正化計画では、本市の現状を、他市と比較し客観的に評価するため「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課)」の指標により現状分析を行っております。	無	
4-11	p.23	人口からみた現状のまとめと課題	「人口からみた現状のまとめと課題」について。流山市は地域によって年少人口の増加している地域と高齢化が進んでいる地域が顕著に分かれています。現状のまとめの中では市全体をまとめて記すだけでなく、都市計画マスタープランでも北部・中部・東部・南部に分けて地域を考えているので、それを踏襲して現状を分析・課題を抽出する必要があるのではないのでしょうか。	平成42年における人口見込みを、100mメッシュで分析したところ、市街化区域内では、駒木地区を除くほとんどの区域で、市街地の目安である40人/haを上回る見込みとなりました。このことから、地域毎ではなく、市全域として、「人口からみた現状のまとめと課題」を記載いたしました。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市立地適正化計画 修正案
4-12	p.23	都市機能からみた現状のまとめと課題	「都市機能からみた現状のまとめと課題」について。地域性の分析と、地域性に鑑みた都市機能配置が求められていると考えます。都市計画マスタープランの地域区分を踏襲して北部・中部・南部・東部にそれぞれ分ける必要があると考えます。 また、都市機能施設の中には医療・教育・文化・スポーツ等、高次機能施設として別枠で考える必要がある拠点があると考えます。これら高次機能施設の市内における配置と、そこへのアクセス(ネットワーク)を別枠で追記する必要があると思います。	現状分析において、公共交通(鉄道、バス)が充実しているという分析結果が出ているなかで、流山市の交通の中心であるつくばエクスプレスの3駅(流山おおたかの森駅、南流山駅、流山セントラルパーク駅)周辺につきましては、都市の魅力や活力向上を図るため、高次都市施設を設定しております。	無	
4-13	p.24	財政面・公共施設・インフラからみた現状のまとめと課題	「財政面・公共施設・インフラからみた現状のまとめと課題」について。「立地適正化計画」では民間活力の活用や都市計画と民間施設誘導の融合が勧められています。特に財政・公共施設・インフラの部分では民間活力や民間施設との協働や融合が図りやすい部分です。「現状のまとめ」の中には、現在の指定管理者制度の状況の分析等が、「課題」についても今後のFM制度の利用推進等の施策の展開を含めた課題の明記が必要と考えますが如何でしょうか。	本市では「指定管理者制度導入にかかる指針」を作成、「流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定し、全ての公の施設を対象に指定管理者制度の導入を検討しています。 また、本市におけるFM(ファシリティマネジメント)については、トップダウンとボトムアップを併用した推進体制で、FM先進自治体の事例を流山市の状況にあわせてアレンジし、できることから施設所管課のニーズに合わせて、2つのPPP(Public Private Partnership/Public Public Partnership)を積極的に活用する「第二世代の公共FM」として展開しています。	無	
4-14	p.30	居住誘導の基本的な方針	5-1「居住誘導の基本的な方針」について。本計画の目標年次はp.5 2-3 により平成42年度と明記されています。本市の現状から鑑みて「徐々に進行が想定されている少子高齢化への対応」よりも、現状は地域別に「子育て環境の整備」や「高齢化」対策が優先されるべき事項と考えます。まして本計画では、現在の人口構成を維持することを目標に掲げています。「徐々に進行が想定されている少子高齢化への対応」は「念頭におきながら」程度にとどめ、個別地域の子育て環境整備や高齢化対策、市内地域の地域を渡る居住誘導(本市 住み替え支援制度等)等に触れることが必要と考えますが如何でしょうか。	日本全体が人口減少社会のなかで、積極的なマーケティング戦略等により、着実に人口が増加している流山市は、まちづくりにおいて一定の成果をあげていると考えております。流山市立地適正化計画では、特定の世代に限定した視点ではなく、様々な世代の活動による都市の活力向上・維持のために、36ページに記載した「市が行う施策」を推進していきます。	無	
4-15	p.37	市が行う施策	地域包括ケアシステムの推進を本計画の中で記述することは、立地適正化計画の趣旨からいっても非常に良いことと思います。しかし、これを明記するのであれば、地域包括ケアセンター(少なくとも現状)の区域毎の、社会資源をプロットした地図データを加える必要があると考えます。イメージばかりで、地域の包括ケアのネットワークの姿が見えてきません。	市が行う高齢者施策の1つとして地域包括ケアシステムを記載しております。具体計画につきましては、高齢者支援計画の中で検討すべきものと考えます。	無	
4-16	p.40	都市機能誘導の基本的な方針	6-1「都市機能誘導の基本的な方針」について。流山市は「都心から一番近い森のまち」をPRしている都市です。本計画の中で、「人の生活や心を豊かにする」と記されており、p.36 6つの政策を具体化する36本の施策の1-1に、『生態系に配慮した公園・緑地・水辺空間の整備・管理』が明記されています。流山市独自の視点として、都市機能の中に『緑』を入れてはいかがでしょうか？高次機能としての「市野谷の森公園」や「水辺公園」、都市公園も、都市機能施設と位置付けて、本計画の中に取り込むことを提案します。	「緑」については、別途策定している流山市緑の基本計画において定めるものと考えております。また、立地適正化計画は、市街化区域内に誘導施設を設定するものであり、市街化区域と市街化調整区域に存在する都市公園を一律に誘導施設として位置付けるべきではないと考えます。なお、このような性格の施設は都市機能誘導区域内に限らず、適切に立地していくべきものと考えます。	無	
4-17	p.42~		都市計画マスタープランでの位置付けの表に関して。都市計画マスタープラン上では、地域生活拠点はそれぞれ、北部・中部・南部・東部の地域別に区分けされています。表や地図表記の中でも、マスタープランの考え方を踏襲する必要があると考えます。	42ページの記載内容は、都市計画マスタープランの将来都市構造の位置付け、将来都市構造図と整合させております。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市立地適正化計画 修正案
4-18	p.55	高次都市施設の設置	高次都市施設の中に、都市公園等の含めて考えては如何でしょうか。	立地適正化計画は、市街化区域内に誘導施設を設定するものであり、市街化区域と市街化調整区域に存在する都市公園を一律に誘導施設として位置付けるべきではないと考えます。なお、このような性格の施設は都市機能誘導区域内に限らず、適切に立地していくべきものと考えます。	無	
4-19	p.59	7.目標値の設定	目標値の設定に関して。立地適正化計画の趣旨から鑑みて、市の総合計画に明記される政策の中のソフト面での施策においても、地図情報が利用されるような施策と、どれだけ連動できているかを目標項目として掲げては如何でしょうか。各部署との施策との地図情報上の連携・連動の施策数で評価ができると思います。現状なら、6政策36基本施策199本の具体的事業のうち、立地適正化計画との連携が可能な事業をヒアリングすることで、現状と目標の設定ができると思います。	目標値は、立地適正化計画の主旨である都市機能・居住・公共交通の視点における現在の指標とします。	無	
4-20	p.59	7.目標値の設定	目標値の設定に関して。「都心から一番近い森のまち」を謳う流山市にとって『緑』の指標は大事だと考えます。グリーンチェーンの広がりや、緑被率などの指標を加えることを提案します。	「緑」の指標については、別途策定している流山市緑の基本計画において定めるものと考えております。	無	
4-21	p.59	7.目標値の設定	目標値の設定に関して。コンパクトシティ プラス ネットワークを目指す位置づけにある「立地適正化計画」にとって、ネットワーク視点の評価も大切だと考えます。例えば、1回の乗り換えで各主要な都市機能施設から到達できる場所などの人口カバー率なども、ネットワーク観点で指標にしては如何でしょうか。	いずれかの都市機能誘導区域へ公共交通機関によって容易にアクセスできることが、ネットワークの視点からは重要と考えます。流山市においては、ほとんどの居住誘導区域から、いずれかの都市機能誘導区域へ、公共交通機関の乗り換えなしで到達できることから、乗り換え回数を評価指標としては設定せず、公共交通沿線に居住する人口を目標として設定しました。	無	
4-22	p.59	7.目標値の設定	電波も公共インフラとなっています。フリーWi-fiのカバー率も検討してください。	目標値は、立地適正化計画の主旨である都市機能・居住・公共交通の視点における現在の指標とします。	無	
4-23	p.60	8.評価方法	評価方法について。人口推計は振れ幅が大きく、常に注視する必要があるベンチマークです。「概ね5年ごと」として「必要に応じ見直し」と明記するだけでなく、人口推計の誤差発生に伴う誤差の程度をひとつの指標としては如何でしょうか？例えば人口推計と5%ずれを発生すると、人口18万都市なら約1万人の人口のずれが発生します。このため、p.8の3-3の図では、推計値の実数を表にして記す必要を感じます。検討をお願いします。	概ね5年ごとを目安に、目標値の達成状況の評価を行っていきます。また、本市及び国の人口動態、社会情勢の変化に応じ、必要に応じて適宜見直しを実施します。なお、8ページの図3-3については、下段に人口の数値を記載いたします。	有	(図3-3の下段に人口の数値を記載いたします)

【i】立地適正化計画等において都市機能や居住を誘導する区域を設定・検討している都市向けの指標例】

＜留意事項＞

- i. ■は各項目の代表的な指標を表し、□は、■の指標を代替し、または補完する参考指標を表す。
- ii. ■の指標値は、将来値の推計が可能と考えられる指標を表す（Ⅲ. 2を参照）。
- iii. ■の指標値に係る平均値は、国勢調査、国土数値情報データ等を用いたメッシュベースの概算値。
(各都市における算定・推計にあたり必要な場合には、このデータベースの活用についてご相談ください。)
- iv. 「一」は、市町村の全国データが存在しない等の要因から全国、都市規模別の平均値が算定できないことを表す。
- v. 都市規模別平均値は、基本的に都市計画区域を有する全ての市町村の平均値を掲載（人口10万人以上都市限定などの例外あり）。また、各市町村の指標は基本的に行政区域全域で算出。
- vi. 「居住を誘導する区域」、「都市機能を誘導する区域」にかかる平均値(斜字)は、便宜上、市街化区域等における平均値を掲載。

評価分野・評価軸	評価指標	単位	都市規模別平均値						
			全国	三大都市圏	地方都市圏				
					政令市	概ね50万	概ね30万	10万以下	
① 生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	■日常生活サービスの徒歩圏(※1)充足率	%	43	53	63	47	30	—
		■居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	64	79	62	48	44	—
		■生活サービス施設(※2)の徒歩圏人口カバー率	医療 %	85	92	91	86	76	—
		—各生活サービス施設の徒歩圏に居住する市民の比率	福祉 %	79	83	90	85	73	—
			商業 %	75	83	82	75	65	—
		■基幹的公共交通路線(※3)の徒歩圏人口カバー率	%	55	66	72	58	40	—
		□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	48	52	56	50	46	46
	◎都市機能の適正配置	■生活サービス施設の利用圏平均人口密度	医療 人/ha	39	56	37	24	20	—
		—各生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度	福祉 人/ha	38	56	35	22	19	—
	◎公共交通の利用促進	■公共交通の機関分担率	%	14	24	14	7	8	6
□市民一人当たりの自動車総走行台キロ		台キロ/日	13.2	10.8	9.0	9.1	10.4	14.2	
■公共交通沿線地域(※4)の人口密度		人/ha	35	54	31	19	16	—	
② 健康・福祉	◎徒歩行動の増加と市民の健康の増進	■メタボリックシンドロームとその予備軍の割合	%	27	—	—	—	—	—
		□人口10万人あたり糖尿病入院患者数	人	29	18	26	24	49	—
		■徒歩と自転車の機関分担率	%	30	34	34	30	28	23
		□高齢者の外出率	%	66.0	69.6	66.8	68.8	64.3	61.1
		□再掲>市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ/日	13.2	10.8	9.0	9.1	10.4	14.2
	◎都市生活の利便性向上	■高齢者徒歩圏(※5)に医療機関がない住宅の割合	%	58	48	31	37	50	66
		■高齢者福祉施設(※6)の1km圏域高齢人口(※7)カバー率	%	72	75	86	80	67	—
		■保育所の徒歩圏0~5歳人口カバー率	%	74	81	80	76	66	—
		■買い物への移動手段における徒歩の割合	%	19	25	25	18	16	11
		■再掲>公共交通の機関分担率	%	14	24	14	7	8	6
◎歩きやすい環境の形成	■歩行者に配慮した道路(※8)の延長比率(都市機能を誘導する区域)	%	—	—	—	—	—	—	
	□歩道整備率(※9)	%	52	57	57	56	55	47	
	■高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	%	52	45	32	49	51	58	
	□公園緑地の徒歩圏人口カバー率(居住を誘導する区域)	%	83	92	92	89	71	—	
	□居住を誘導する区域における緑被率	%	—	—	—	—	—	—	
③ 安全・安心	◎安全性の高い地域への居住誘導	■防災上危険性が懸念される地域(※10)に居住する人の割合	%	—	—	—	—	—	—
	◎歩行者環境の安全性向上	■再掲>歩行者に配慮した道路の延長比率(都市機能を誘導する区域)	%	—	—	—	—	—	—
		□再掲>歩道整備率	%	52	57	57	56	55	47
	◎市街地の安全性の確保	■市民一人あたりの交通事故死者数	人	0.46	0.36	0.29	0.38	0.45	0.57
		■公共空間率(居住を誘導する区域)	%	—	—	—	—	—	—
◎市街地荒廃の抑制	■最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	677	518	572	675	703	719	
	■空き家率	%	6.0	4.6	3.7	4.3	5.3	7.3	

評価分野・評価軸	評価指標	単位	都市規模別平均値						
			全国	三大都市圏	地方都市圏				
					政令市	概ね50万	概ね30万	10万以下	
④ 地域経済	◎サービス産業の活性化	■従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	10.3	10.4	17.1	15.1	11.6	9.4
		■従業人口密度(都市機能を誘導する区域)	人/ha	23	30	31	20	16	—
	◎健全な不動産市場の形成	■都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	80.4	88.6	86.2	77.1	71.1	—
		■都市機能を誘導する区域における小売商業床効率	万円/㎡	87.3	95.2	90.3	81.8	76.6	—
⑤ 行政運営	◎都市経営の効率化	■市民一人当たりの都市構造に関連する行政経費(※11)	千円	—	—	—	—	—	—
		□市民一人当たりの歳出額	千円	492	431	425	373	394	550
		□財政力指数	—	0.69	0.75	0.77	0.75	0.65	0.57
		■市街化調整区域等における開発許可面積の市街化区域等における開発許可面積に対する割合(※12)(過去3年間の平均値)	%	72	45	98	65	106	—
		■再掲>居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	64	79	62	48	44	—
		■再掲>公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	35	54	31	19	16	—
	◎安定的な税収の確保	■再掲>徒歩・自転車の機関分担率	%	30	34	34	30	28	23
		■市民一人当たり税収額(個人市民税・固定資産税)	千円	115	131	133	128	117	103
		■再掲>従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	10.3	10.4	17.1	15.1	11.6	9.4
		■再掲>都市機能を誘導する区域における小売商業床効率	万円/㎡	87.3	95.2	90.3	81.8	76.6	—
		■再掲>平均住宅地価(居住を誘導する区域)	千円/㎡	99	138	78	65	50	—
		⑥ エネルギー/低炭素	◎運輸部門の省エネ・低炭素化	■市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	1.11	0.91	0.76	0.77
■再掲>公共交通の機関分担率	%			14	24	14	7	8	6
◎民生部門の省エネ・低炭素化	□再掲>市民一人当たりの自動車総走行台キロ		台キロ/日	13.2	10.8	9.0	9.1	10.4	14.2
	■家庭部門における一人当たりのCO ₂ 排出量		t-CO ₂ /年	0.43	0.41	—	—	—	—
	■業務部門における従業者一人当たりのCO ₂ 排出量		t-CO ₂ /年	1.21	1.28	—	—	—	—
	□新築建築物の省エネ基準達成率		%	—	—	—	—	—	—

【凡例・摘要】

- ①都市規模別平均値欄における都市類型
 三大都市圏：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県
 政令市：上記以外の地方圏に存する政令指定都市
 概ね50万都市：地方圏に属する人口40万~70万人の都市
 概ね30万都市：地方圏に属する人口10万~40万人の都市
 10万以下都市：地方圏に属する人口10万人以下の都市
 ※都市規模別平均値の算出にあたり、全国パーソントリップ調査データを使用している関係上、都市規模区分は、同調査における都市区分を踏まえて設定。
- ②各評価指標に係る注釈
 ※1) 「徒歩圏」は、一般的な徒歩圏である半径800mを採用。バス停は誘致距離を考慮し300m。
 なお、本指標は、以下の「生活サービス施設」及び「基幹的公共交通路線」の全てを徒歩圏で享受できる人口の比率。
 ※2) 「生活サービス施設」は以下の通り。
 医療施設…病院(内科又は外科)及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設
 商業施設…延べ床面積1,500㎡以上のスーパー、百貨店
 ※3) 「基幹的公共交通路線」は、日30本以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)の鉄道路線及びバス路線。
 ※4) 「公共交通沿線地域」は、全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏(鉄道駅については800m、バス停については300m)
 ※5) 「高齢者徒歩圏」は、高齢者の一般的な徒歩圏である半径500mを採用。
 (主に高齢者をターゲットとしている指標については、その評価にあたり、主として高齢者徒歩圏を採用)
 ※6) 対象としている「高齢者福祉施設」は、※2における福祉施設に同じ。
 ※7) 「高齢人口」は65歳以上人口。1km圏域は厚生労働省の「地域包括ケアシステム」の日常生活圏を想定して設定。
 ※8) 「歩行者に配慮した道路」としては、歩行者専用道路、コミュニティ道路、歩道整備済道路等を想定。
 ※9) 「歩道整備率」は道路交通センサスの一般交通量調査対象道路(高速自動車国道・都市高速道路を除く)で算出。
 ※10) 「防災上危険性が懸念される地域」は、地域の状況や防災計画の考え方が都市毎に様々であるため、一律に定義するものではない。
 ※11) 「都市構造に関連する行政経費」は、市街地の広がりや人口分布など都市構造の形態により増減する以下の経費。
 ◇公共施設の維持・管理・更新経費(学校園、公民館・地域センター等) ◇インフラの維持・管理・更新経費(道路、公園、上下水道)
 ◇巡回型の行政サービスに係る経費(ゴミ収集、公共交通、訪問・通所型公営福祉施設)等
 ※12) 市街化区域等とは、市街化区域又は非線引き都市計画区域における用途地域を指定している区域。
 ※データ出典・算出方法は14・15ページを参照。